第七十九条の九の二　法務大臣は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第六条第三項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて第七十九条の二の四第一項の交付の請求、同条第二項の届出等又は同条第三項の戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等の請求（以下本条において「請求等」という。）をする者に対して、当該請求等に必要な範囲内において、戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報のうち本籍及び戸籍の筆頭に記載した者の氏名その他の当該請求等に必要な情報（電子情報処理組織により自動的に特定したものに限る。）を提供することができる。

②　前項の規定による情報の提供は、戸籍法第百十八条第一項の電子情報処理組織と請求等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用してするものとし、当該情報の提供の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十九条の十二　戸籍法第百二十六条の規定による戸籍等に記載した事項に係る情報の提供は、戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍等に記載した事項についての証明書を交付することによつて行うものとする。この場合において、戸籍等に記載した事項についての証明書は、付録第三十四号書式によつて作らなければならない。

［②・③　略］

④　前項の場合において、第二項の書面は、付録第二十二号様式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十五号様式によつて作らなければならない。

⑤　第三項の場合において、第二項の書面には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十六号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

別表第二（第六十条、第六十八条の二関係）

一　［略］

二　［略］

注　括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字又は第六十八条の二第一号に規定する字体であり、当該括弧外の漢字又は字体とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

別表第三（第七十八条の四第四項関係）

第二十条第一項	その送付を受けたときは、その書類	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を受けたときは、当該通知に係る届書等情報
第二十一条第一項本文及び同項第五号	送付を	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を
第三十条第五号	他の市町村長又は官庁からその受理した届書、申請書その他の書類の送付を	戸籍法第百二十条の五第一項又は第三項の通知を
第四十一条第二項	前項の書類の送付を受けたときは、これ	戸籍法第百二十条の五第三項の通知を受けたときは、当該届書等情報

［条を加える。］

第七十九条の十二　戸籍法第百二十六条の規定による戸籍等に記載した事項に係る情報の提供は、戸籍若しくは除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍等に記載した事項についての証明書を交付することによつて行うものとする。この場合において、戸籍等に記載した事項についての証明書は、付録第三十一号書式によつて作らなければならない。

［②・③　同上］

④　前項の場合において、第二項の書面は、付録第二十二号様式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十二号様式によつて作らなければならない。

⑤　第三項の場合において、第二項の書面には、市町村長が、その記載に接続して付録第二十三号書式（第三及び第六を除く。）又は付録第三十三号書式による付記をし、職氏名を記して職印を押さなければならない。

別表第二　漢字の表（第六十条関係）

一　［同上］

二　［同上］

注　括弧内の漢字は、戸籍法施行規則第六十条第一号に規定する漢字であり、当該括弧外の漢字とのつながりを示すため、参考までに掲げたものである。

［別表を加える。］